

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労使間の意思の疎通を図るためにとられている方法、その運用状況等、事業所側の意識、労働者の意識等の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による次に掲げる16大産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）

(3) 事業所

平成24年経済センサスー活動調査で把握された事業所を母集団とし、上記(2)に掲げる産業に属する常用労働者30人以上を雇用する民営事業所のうちから一定の方法により抽出した約5,500事業所（うち労働者調査を実施したのは約900事業所）

(4) 労働者

上記(3)の事業所に雇用される常用労働者から一定の方法により抽出した約6,400人の労働者

3 調査事項

[事業所調査]

- (1) 事業所の属性に関する事項
- (2) 労使コミュニケーション全般に関する事項
- (3) 労使協議機関に関する事項
- (4) 職場懇談会に関する事項
- (5) 苦情処理に関する事項
- (6) 外部の機関等の利用に関する事項
- (7) 労使関係についての認識

[労働者調査]

- (1) 個人の属性に関する事項
- (2) 労使コミュニケーション全般に関する事項
- (3) 労働組合に関する意識
- (4) 労使協議機関に関する事項
- (5) 個人の処遇等に関する事項

4 調査の時期

平成26年6月30日現在の状況等について、平成26年7月1日から7月20日まで調査を行った。

5 調査の方法

厚生労働省から都道府県労政主管課及び労政主管事務所を經由して調査対象事業所に対し調査票を配布（一部郵送を含む。）し、調査対象事業所及び調査対象労働者が調査票に記入した後、都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員が調査票を回収（一部郵送を含む。）して厚生労働省に郵送した。

6 調査機関

事業所調査：厚生労働省－都道府県労政主管課－労政主管事務所－報告者

労働者調査：厚生労働省－都道府県労政主管課－労政主管事務所－事業所－報告者

7 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

事業所調査	調査客体数	5,454	有効回答数	3,195	有効回答率	58.6%
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

労働者調査	調査客体数	6,355	有効回答数	3,457	有効回答率	54.4%
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------